

一般社団法人日本ゴールボール協会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ゴールボール協会と称し、英文では  
JAPAN GOALBALL ASSOCIATION (JGBA)  
と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都足立区綾瀬四丁目22番10-103  
号に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板上に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、日本の障害者スポーツに関する団体であるとともに、国内の  
ゴールボール競技（以下、「ゴールボール」という。）に関する統括組織  
として、日本国内のゴールボールの普及・振興及び発展を目指すとともに  
に障害者スポーツの発展と理解促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一. ゴールボールの普及・振興に関する事業
- 二. 選手の育成・強化に関する事業
- 三. 障害者スポーツの理解・啓発・発展に関する事業
- 四. ゴールボールの審判員・コーチ・スタッフ等の養成に関する事業
- 五. ゴールボールの国際大会等への選手・審判・コーチ等の派遣、強化及び  
指導等に関する事業
- 六. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種類とする。

- 一. 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- 二. 個人賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人
- 三. 団体賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体

- 2 前項の各種会員のうち、個人正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### （入 会）

第7条 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

#### （会費等の納入）

第8条 個人正会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 個人賛助会員及び団体賛助会員は、当法人の経費に充てるため、それぞれ社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員は、次に掲げる事由に該当したときは、その資格を喪失する。

- 一. 退会したとき
- 二. 会費等の納入を3年以上滞納したとき
- 三. 総個人正会員が同意したとき
- 四. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人となったとき
- 五. 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は当該会員たる団体が解散したとき
- 六. 除名されたとき

#### （任意退会）

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも当法人を退会することができる。

#### （除 名）

第11条 会員が次に掲げる事由に該当したときは、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までに除名する旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一. 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

- 二. 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 会員は、氏名又は名称及び住所に変更があるときは、別に定める登録内容の変更届を提出しなければならない。
  - 3 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第4章 社員総会

(権 限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
- 一. 会員の除名
  - 二. 理事及び監事の選任又は解任
  - 三. 理事又は監事の報酬等の額
  - 四. 計算書類等の承認
  - 五. 定款の変更
  - 六. 解散
  - 七. その他社員総会で決議するものとして一般法人法及び本定款で定められた事項

(招 集)

- 第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
  - 3 社員総会の招集の通知は、書面により、会日より2週間前までに、各個人正会員に対して発するものとする。
  - 4 前項の招集通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、個人正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合、前項の書面による招集通知を発したものとみなす。
  - 5 社員総会は、総個人正会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

できる。

- 6 社員総会に出席しない個人正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、第3項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、個人正会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下、「社員総会参考資料」という。)及び個人正会員が議決権を行使するための書面(以下、「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。
- 7 前項の場合において、個人正会員に対し第4項により電磁的方法による通知を発するときは、前項の社員総会参考資料及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(招集請求)

- 第15条 総個人正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する個人正会員は、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示すことにより、社員総会の招集の請求をすることができる。
- 2 前項の規定による請求を行った個人正会員は、一般法人法第37条第2項各号の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において個人正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第17条 個人正会員は、社員総会において各一個の議決権を有する。

(議決の方法)

- 第18条 社員総会の決議は、一般法人法又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総個人正会員の議決権の過半数を有する個人正会員が出席し、出席した当該個人正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項又は本定款において定める特別決議による決議は、総個人正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 個人正会員またはその法定代理人は、当法人の個人正会員または親族を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合、当該個人正会員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証

する書面をあらかじめ当法人に提出しなければならない。ただし、代理権を証する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該個人正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

- 第20条 個人正会員は、書面により議決権を行使できる場合には、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までに、当法人に提出する。
- 2 個人正会員は、電磁的方法により議決権を行使できる場合には、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までに、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供する。
  - 3 前2項により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した個人正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の議決の省略)

- 第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は個人正会員から提案があった場合において、当該提案に個人正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事会等が個人正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、個人正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印をして、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。前条で、社員総会への議決又は報告があったものとみなされた場合も同様とする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第23条 当法人には次の役員を置く。

- 一. 理事 3名以上15名以内
- 二. 監事 1名以上3名以内
  - 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。
  - 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長として置くことができる。
  - 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事として置くことができる。
  - 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事として置くことができる。

(役員の資格)

- 第24条 当法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）は、社員総会の決議により、当法人の個人正会員から選任する。ただし、必要があるときは、社員総会の決議により個人正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 3 理事のうち、理事のいずれかとその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者との合計人数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
  - 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、専務理事を補佐する。
  - 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は在任監事の任期の残存期間と同一とする。

#### (役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議により行わなければならない。

#### (役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められるものについては、社員総会において別に定める報酬等の支給規定に基づき算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額については、理事会の決議により別に定める。

#### (競業および利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一. 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二. 自己または第三者のためにする当法人との取引
- 三. 当法人が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (役員責任の免除)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、一般法人法第111条第1項の規定による損害賠償責

任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(顧問及び参与)

- 第32条 当法人は、必要に応じて若干名の顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が任期を定めて委嘱する。ただし、再任を妨げない。
  - 3 顧問及び参与は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
  - 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、顧問及び参与の職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 5 理事会は、正当な理由に基づき顧問及び参与の推薦を取り消すことができる。この場合、会長は委嘱を解除しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第33条 当法人に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次に掲げる権限を行う。
- 一. 当法人の業務執行の決定
  - 二. 理事の職務の執行の監督
  - 三. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
  - 四. 委員会の委員の選任及び解任
  - 五. 顧問及び参与の推薦及び推薦の取り消し
  - 六. その他法令又は定款に規定する職務
- 2 理事会は、次に掲げる事項を理事に委任することができない。
- 一. 重要な財産の処分及び譲受け
  - 二. 多額の借財
  - 三. 重要な職員の選任及び解任
  - 四. 重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 五. 一般法人法第90条第4項第5号に定める体制の整備
  - 六. 第31条第1項の責任免除決議及び同第2項の責任限定契約の締結
  - 七. その他重要な業務の執行の決定



(開 催)

第35条 理事会は、定時理事会として毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合臨時理事会を開催する。

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに、各理事及び各監事に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議の方法)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 当法人は、理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 第1項の委員会の運営の細則は、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第42条 当法人に属する財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める「財産管理規定」によるものとする。

(会計原則等)

第43条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計慣行に従うものとする。

2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、別に定める「財務会計規定」によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も同様とする。

2 事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

一. 事業報告

二. 事業報告の附属明細書

三. 貸借対照表

四. 正味財産増減計算書

五. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

六. 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

一. 監査報告

二. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した事項

3 個人正会員及び債権者は、当法人の業務時間内はいつでも、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書又はこれらの写しの閲覧を請求すること及びその謄本又は抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付請求については、理事会が別に定める費用を支払わなければならない。

(剰余金の配当の禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第48条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の特別決議によらなければならない。

(解散)

第49条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一. 社員総会の特別決議
- 二. 個人正会員がいなくなったとき
- 三. 合併により当法人が消滅する場合
- 四. 破産手続開始の決定
- 五. 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第50条 当法人が解散した場合（前条第3号による解散及び第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び精算人のほか、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な事務局員を置けるものとする。

3 事務局員の選任及び解任は会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

5 事務局員については、パート契約により賃金を支払うものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(備付け帳簿)

第53条 当法人は、本定款で別に定めるほか、定款その他法令で定める帳簿及び書類を、主たる事務所に常に備え置かなければならない。

(情報公開及び各種帳簿の閲覧)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 前条の各種帳簿及び書類の閲覧並びに情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開要綱による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報の保護に関する規定等による。

第12章 補則

(細則)

第56条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

(準拠法)

第57条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

#### 附則

- 1 本定款は、当法人の設立の日から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

安達 阿記子

池田 和久

池田 貴

市川 喬一

浦田 理恵

檜 尚史

京近 高典

工藤 力也

近藤 和夫

中村 義弘

新居 平康

西村 秀樹

増田 徹

松本 千恵子

水野 慎治

戸貝 友美

- 4 当法人の設立時役員は次の通りである。

設立時理事 安達 阿記子

設立時理事 池田 和久

設立時理事 池田 貴

設立時理事	市川	喬一
設立時理事	浦田	理恵
設立時理事	檜	尚史
設立時理事及び		
設立時代表理事	京近	高典
設立時理事	工藤	力也
設立時理事	近藤	和夫
設立時理事	中村	義弘
設立時理事	新居	平康
設立時理事	西村	秀樹
設立時理事	増田	徹
設立時理事	松本	千恵子
設立時監事	水野	慎治
設立時監事	戸貝	友美

以上、一般社団法人日本ゴールボール協会設立のため、設立時社員安達阿記子、同池田和久、同池田貴、同市川喬一、同浦田理恵、同檜尚史、同京近高典、同工藤力也、同近藤和夫、同中村義弘、同新居平康、同西村秀樹、同増田徹、同松本千恵子、同水野慎治及び同戸貝友美の定款作成代理人司法書士児玉英隆は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年 3月30日

設立時社員	安達	阿記子
同	池田	和久
同	池田	貴
同	市川	喬一
同	浦田	理恵
同	檜	尚史
同	京近	高典
同	工藤	力也
同	近藤	和夫
同	中村	義弘
同	新居	平康
同	西村	秀樹
同	増田	徹
同	松本	千恵子

同 水野 慎治

同 戸貝 友美

定款作成代理人 千葉県柏市柏三丁目3番19号 かざりやビル306号室  
司法書士 児 玉 英 隆